

令和2年第3回北本市議会定例会議会報告会
議会改革特別委員会報告

1 議員・委員会提出議案

・ 条例 1 件

議案 番号	件 名	要 旨	採決 結果
委提 4	北本市議会委員会条例の一部改正について	<p>1 趣旨 予算決算常任委員会の設置に伴い、規定を整備するもの。</p> <p>2 内容 名称、定数及び所管（第2条） 予算決算常任委員会 19人 予算及び決算に関する事項 決算に関する事項の審査を行うときは、議員のうちから選任された監査委員の職にある者を除く。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	可決

議会改革特別委員会委員長中間報告

令和2年第2回定例会において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました「議会の活性化、議会組織機能、議会運営等の議会改革に関する調査・研究」についてのうち、予算及び決算の審査方法について、6回の委員会を開催いたしましたので、審査経過の概要を下記のとおり報告いたします。

記

【第1回】 審査年月日 令和2年7月3日(金)

第1回の委員会では、議会の活性化、議会組織機能、議会運営等の議会改革に関する調査・検討について、本委員会においてどのような案件を議論していくのか検討し、議長からの要請事項である「通年議会」、「予算決算特別委員会の設置」、「議会ライブ配信など情報公開」のうち、まずは予算決算特別委員会の設置についてを議題とすることとしました。

予算及び決算議案の審査については、現在、各常任委員会へ分割付託する方法で行っていますが、行政事例（昭29、9、3行実）には、予算及び決算議案は不可分のものであり、二以上の委員会で分割して審査すべきものではないと示されているため、早期に改善する必要があることから、令和2年第3回定例会からの設置を想定して優先審議することとしました。

については、次回委員会で設置検討の意見集約を行うため、各会派に持ち帰り検討することとしました。

【第2回】 審査年月日 令和2年7月13日(月)

第2回の委員会では、持ち帰りとなっていた、令和2年第3回定例会からの設置を目指した予算決算特別委員会について各委員からの意見を集約し、日本共産党、市民の力、公明党、緑風会は予算決算特別委員会の設置に賛成という意見で一致し、設置時期については早期設置を希望する意見と慎重に検討して設置すべきとする意見がありました。

また、委員の構成については全議員が望ましいという意見、決算については9月議会と12月議会との間の閉会中の審査とするという意見、設置形式・運営手法は他市事例を参考により良い形になるよう検討すべきという意見がありました。

啓和会及びみらいは、会派としての意見を整理して次の委員会で回答することとし、併せて次回は事務局から他市事例に関する資料を提示することを確認しました。

その他、予算決算特別委員会を含む議会改革全般に関し、講師を招いての勉強会を開催することについて正副委員長に一任することに決定しました。

【 第 3 回 】 審査年月日 令和 2 年 7 月 1 7 日(金)

第 3 回の委員会では、前回からの持ち越しとなっていた啓和会及びみらいの意見を確認し、両会派とも予算決算特別委員会の設置について異論はないという意見であったため、全会派同意の上で、予算決算特別委員会の設置に向けて具体的な検討を進めていくことに決定しました。

また、委員会の形式については、補正予算も当該委員会で審査することとしたため、特別委員会ではなく北本市議会委員会条例により設置する常任委員会とすること、委員会には分科会を設けて予算及び決算に関する議案を審査することに決定しました。

【 第 4 回 】 審査年月日 令和 2 年 7 月 3 0 日(木)

第 4 回の委員会では、前回決定した、分科会方式による予算決算常任委員会の詳細について検討しました。名称は予算決算常任委員会、委員は議長を除く全議員とし、付託議案は一般会計及び特別会計の予決算議案（補正予算を含む）と決定しました。また、分科会は、総務文教分科会・健康福祉分科会・建設経済分科会の 3 分科会とし、分科会長及び委員は各常任委員会の委員長及び委員と決定しました。

なお、各分科会では審査（質疑）のみとし、討論・採決は予算決算常任委員会全体会で行うことも決定しました。

併せて、令和 2 年第 3 回定例会において本特別委員会の中間報告を行うとともに、北本市議会委員会条例の一部改正議案を委員会提案で提出すること及び常任委員長 1 人増に伴う補正予算案を提出することを確認しました。

【 第 5 回 】 審査年月日 令和 2 年 8 月 4 日(火)

第 5 回の委員会では、委員会提出議案とする「北本市議会委員会条例の一部改正」についての案文の内容を検討し、第 2 条第 2 項に予算決算常任委員会を新たに設置するほか、第 2 条第 3 項として決算に関する事項の審議を行うときは、議員のうちから選任された監査委員の職にある者を除くことを規定することとしました。

また、附則として、一部改正条例は公布の日から施行し、施行の日以後最初に選任される予算決算常任委員会の委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、他の常任委員会に合わせて令和 3 年 5 月 1 9 日までとすることとしました。

【 第 6 回 】 審査年月日 令和 2 年 8 月 1 7 日(月)

第 6 回の委員会では、各常任委員長に出席を求め、予算決算常任委員会の設置及び設置に伴う各常任委員会の審査方法の変更等、委員会決定事項について説明し、意見を聴取しました。

なお、第1回から第6回までの委員会で決定した事項については別添「議会改革特別委員会決定事項」として整理しておりますので御確認ください。

以上報告いたします。

令和2年8月27日

議会改革特別委員会
委員長 黒澤 健一

北本市議会議長 滝瀬 光一 様

議会改革特別委員会決定事項

令和2年第2回定例会において付託された、「議会の活性化、議会組織機能、議会運営等の議会改革に関する調査・研究」についてのうち、予算及び決算の審査方法について、下記のとおり決定した。

記

- (1) 北本市議会委員会条例を改正し、令和2年第3回定例会から、議長を除く全議員を委員とする予算決算常任委員会を設置して分科会方式により審査する。但し、委員会において決算に関する事項を審査するときは、議員のうちから選任された監査委員の職にある者を除く。
- (2) 付託議案は、一般会計及び特別会計の予算議案及び決算議案とする。また、予算議案については補正予算を含むものとする。このことに併せて、各常任委員会が所管する事項から、予算及び決算に関するものを除くものとする。
- (3) 分科会は、総務文教分科会・健康福祉分科会・建設経済分科会の3分科会を置き、各常任委員会の所管における予算及び決算に関する事項についてそれぞれ審査する。
- (4) 分科会の委員は各常任委員会の委員とし、分科会長は各常任委員長とする。但し、分科会において決算に関する事項を審査するときは、議員のうちから選任された監査委員の職にある者を除く。
- (5) 一部改正条例は公布の日から施行し、施行の日以後最初に選任される予算決算常任委員会の委員の任期は、北本市議会委員会条例第3条第1項の規定にかかわらず、他の常任委員会の任期に合わせて令和3年5月19日までとする。
- (6) その他、予算決算常任委員会（分科会方式）の運営等、詳細に関する決定事項については、別紙のとおりである。

以上

予算決算常任委員会（分科会方式）の運営等に関する決定事項

